

千葉市市長

松井 旭 殿

ゴリラ購入に関する要望書

周知のように、ゴリラはワシントン条約附属書 1 に挙げられている「絶滅の危機に瀕している動物」であり、商業的な取引が禁止されている種の一つであります。国際霊長類学会でも、ゴリラを「緊急に現状を調査し、保護対策を検討・実施すべき種」として認定し、各方面からの保護活動への参加を呼びかけています。ゴリラが絶滅の危機に至った理由は、言うまでもなく密漁と森林の破壊による生息地の減少です。

今回貴市動物園が有竹鳥獣店より 8 千 6 百万円で購入した 2 頭のゴリラは、数年前スペインからの輸入時に、飼育下で繁殖したものではないとの疑いがもたれており、その疑念は未だに晴れていません。このようなゴリラを高額で購入した貴市動物園の行為は、ワシントン条約による世界の合意に違反するだけでなく、現地における密猟を助長し、それを黙認するということにならざるを得ません。またこの行為は、動物園の重要な役割の一つである「種の保護」という見地に照らしてもまことに遺憾な処置であらうと思います。

日本霊長類学会は、以上の理由からゴリラ及び似たような状況におかれている各種の霊長類の保護のために、千葉市動物園が今回購入した 2 頭のゴリラをすみやかに有竹鳥獣店に返還し、今後不正に輸入された疑いのあるゴリラ及びその他の霊長類の購入を差し控えるよう強く要望いたします。

平成 2 年 5 月 21 日

日本霊長類学会会長
河 合 雅 雄